

市民経済委員会会議録

平成19年8月21日(火)

(開 会) 9:58

(閉 会) 10:40

○ 委員長

ただ今から市民経済委員会を開会いたします。「オートレースの運営について」を議題といたします。「平成19年度 売上額及び入場者の状況について」、「小型自動車競走法の一部改正について」、及び、「日本小型自動車振興会第30期 選手候補生の応募状況について」、執行部の説明を求めます。

○ 事業管理課長

平成19年度 売上額及び入場者の状況について、ご説明させていただきます。お手元に配布しております「平成18・19年度売上額及び入場者比較表」に基づきまして、平成19年7月2日まで、第3回2節24日間での状況につきましてご説明を申し上げます。なお、1回の開催日数につきましては、8日間でございます。左側、第3回の段の下に小計を設けております。売上額、19年度実績で、約36億73万円となっております。平成18年度と比較しますと、約5億619万円、12.3%の売上減となっております。この減収の主な理由は、第2回の平成18年度実績におきまして、GⅡジュニア選手権、昨年は5月に開催しておりますが、昨年はこれを実施しましたので、本場及び場外発売委託場の売上に大きな差が出ておることからでございます。右側、第3回の段の下の小計欄でございますが、入場者数、19年度実績で、92,275人となっております。平成18年度と比較しますと、5,271人の増となり、6.1%の入場者増となっております。先ほど申し上げましたジュニア選手権の関係でございますが、これを今年は7月25日から開催しておりますが、これにつきまして5日間、別にしておりますので、報告させていただきます。これにつきましては、全場場外発売を実施いたしまして、総売上が約14億5,200万円で、平成18年度と比較しますと約1億4,500万円、9.07%の売上減でありました。しかしながら、本場の売上でございますが、約5億4,500万円、前年度と比較しますと約2,900万円、5.54%の増でございます。入場者につきましても19,699人と前年並で、僅かではございますが、15人の増となっております。

続いて、小型自動車競走法の一部改正について、経済産業省では、「行政改革の重要方針(平成17年12月閣議決定)」に基づきまして、日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会が行う事業について、指定を受けた一つの法人が承継する措置を講じるとともに、「競輪・オートレース事業活性化プラン(平成18年3月産業構造審議会答申)」における事業改革案が提言されたことを踏まえまして、両事業の事業環境の改善を図るために、平成19年6月13日の国会で議決され、関係規定が見直されたものでございます。主な法律改正の概要は、お手元に配布しております資料No.2でございますけれども、「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律」の中で具体的に、① 関係法人の組織の見直し、② 施行者の事業支援のための制度の見直しなどが例示されておりますので、簡単にご説明申し上げます。今回の法律改正の目的は、特殊法人である日本自転車振興会、日本小型自動車振興会が行う事業を、両事業を踏まえつつ、指定を受けた一つの公益法人、財団法人が設置される予定でございますが、これが承継する旨の閣議決定がされたことを受けて、両法人の組織形態について見直しを行うものであります。具体的には、日本自転車振興会と日本小型自動車振興会の行っている業務を一つの民間法人(財団法人)が実施できるように改正されたもので、人的合理化と民間活力に限りなく近づいた組織への再編を図るものであります。次に、競輪・オートレース事業活性化プランに

おける提言を踏まえた施行者の事業支援のための制度の見直しによる、日本小型自動車振興会に納めた交付金の一部を還付する制度、納付額の約3分の1に相当しますが、これが時限的に設けられました。更に、交付金の納付期限を延長する特例措置の猶予制度の上限を3年から5年に改正されております。また、3番目の入場料の規定が廃止されたことから、徴収の義務はなくなりましたが、飯塚オートとしては、入場料は重要な財源でありますことから、今後も従前どおり入場料を徴収し、継続してまいりたいと考えております。5番目には、新たな投票法として、重勝式が新設できるようになっております。なお、ここには記載されておきませんが、車券購入者への払戻率が、これまでの100分の75から、「100分の75以上で経済産業大臣が定める率以下の範囲内」で施行者が定めることができるように変更になっております。なお、重勝式勝車投票法、これにおきましても、加算金がある場合には、加算金と申しますか、キャリーオーバーと言いますか、そういうふうな形で加算金がある場合には、また加算をして払い戻しができるといようなことにも、改正になっております。

続きまして、日本小型自動車振興会第30期選手候補生の応募状況について、ご説明をさせていただきます。日動振が、オートレース選手の新陳代謝を図るため、平成19年6月25日から7月24日の1ヶ月間、選手候補生の募集を行いました。特に今回は、応募資格の中で、満16歳以上の年齢の上限及び性別の廃止、学科試験の廃止、モトクロス世界選手権出場者への試験の一部免除等、募集要綱の一部改正により、応募者数は、募集人数20名に対しまして、1,209名と過去最高を記録し、競争倍率は60.45となっております。なお、今回の応募の内訳の主なものといたしましては、ロードレースやモトクロス経験者の特例応募者が4名、最年少応募者が16歳で26名、最年長応募者が55歳で2名、女性応募者32名などが特筆すべきところでございます。簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

○ 藤浦委員

今、説明がありましたところのですね、競走法の一部を改正する法律、2.の「施行者の事業支援のための制度見直し」、この6番目ですね。ノミ行為云々という一文がありますけれども、この中身について、もうちょっと詳しく教えてください。

○ 事業管理課長

これにつきましては、ノミ行為を取り締まるための情報収集のためということで、通常、私ども職員につきましては、競走法によりまして車券の購入ができない状況にございます。これを、書いております「情報収集のため」ということによりまして、私ども施行者であります職員が、「投票の類似行為」という表現がしてありますけれども、車券を買えることを、おとり捜査と申しますか、車券を買えることにしておるとい状況で、可能になったということです。

○ 藤浦委員

おとり捜査という表現になっておりますけれども、要は、一般のお客さんと同じ買い方ができる、当たればもちろん返還もしてもらえるし、ということでしょう。これについては、今までも随分いろいろと指摘があつてと思うんですね。で、具体的に「情報収集」といった面で、今までどういったことがなされていたのか、何か情報収集として挙げてきたものがあるとするならばですね、それに対してどういうふうな対応をしてきたのか、その辺も含めてお願いします。

○ 事業管理課長

特に現状といたしましては、目を光らせる方法といたしまして、特別警備班というのを編成

いたしております。そういうふうな、警察経験者の方々に協力を願って、随時場内の警備に当たりながら、暴力団関係はもちろんのこと、ノミ行為者に対して目を光らせております。それからその他、機械的な警備といういことで、モニターで警備するなどチェックをしているところでございます。

○ 藤浦委員

今の話は、本場の中での、ということですよ。私どもがずっと言い続けてきたというのは、やっぱりほら、テレビとかですね、そういったことに関わるノミ行為。全く今まで手が付けられてない、付けにくい部分だったということで、今、公営競技がこれだけ落ち込んでいるというのは、やっぱりそっちのほうの影響が凄く大きいということは、どの公営競技にも言われていることなんですよ。そこのところの諸悪の根源というものを本当に把握しないと、これ、いつまでたっても、いろんな施策を打っても、やっぱりなかなか売り上げが上がってこないという現状があるかといふふうに思うんですよ。本場におけるところのノミ行為も、もちろんそうですけど、CS放送ですとか、そういったことに関して行われているノミ行為に対して、やっぱりもう少し真剣に取り組んでいただく必要があるかというふうに思います。そのことは、主催者側にしても日動振についても、よく把握しておられるといいますか、危機感を持っておられると思いますので、その辺のところをもう少し具体的にどうするかということ、やっぱり打ち出していきたいということをお願いしておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○ 道祖委員

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律が出されておるわけですが、この法律改正の概要を見る限り、いろいろ今後の取り組みが変わってきそうな気がするわけですが、行政としては、この法律改正の概要、法律の改正を受けて、今後どういう対応をしていくお考えがあるのか。また、今はないとするならば、その見解をいつ頃までにどういう形で示すのか、お考えがあればお示しいたきたい。

○ 事業管理課長

今回の法律改正によりまして、主に変わる点といいますか、今後の見通しといたしましては、私どもが日動振等を通じまして聞き及んでおるところによりまして、10月に新しい組織が誕生し、私ども日動振につきましては、4月にその組織の中に参入するというので、今年度一杯までは日本小型自動車振興会、そのままやっていますが、来年度の4月からは新しい法人として話を進めていくということでございます。そういうふうな中におきまして、日動振と時々話はさせていただいておりますけれども、日動振の組織がどう変わるのかという質問に対しまして、答を今頂いておりますものにつきましては、先ほどちょっと説明の中でも触れさせていただきましたので、とにかく日動振としてはトップの役員人事関係につきましての人的な合理化と、それから、限りなく民間活力を導入したに等しいような組織の活性化で再編が図られるというような話を現在のところ聞いておりまして、オートレース事業としての大きく変革するようなどころというのは、特にない、まあ、先ほどの施行者の事業支援の関係とかいうような具体的な部分についてはありますけれども、組織的な改変による影響というのは、直接的に余りないというふうに聞いております。

○ 公営競技事業部長

この日本自転車振興会と日本小型自動車振興会の合併によりまして、我々が希望的に思っていることを述べたいと思っておりますけど、ご存知のとおりオートレース場は6場しかございません。それに比べまして競輪場は本場が47、場外を入れればかなりの数になります。それで、オートレース事業の最大の弱点といいますか、これはやっぱり、売り場所が少ないというところが弱点でございますので、競輪事業と連携することによって、その弱点が多少なりとも解消でき

るかなというふうに考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(な し)

おはかりいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「観光行政について」を議題といたします。「各種観光関連事業等について」、執行部の説明を求めます。

○ 商工観光課長

市民経済委員会特別付託「観光行政」について説明をさせていただきます。本日は、旧伊藤伝右衛門邸の入館者数等の現状、飯塚山笠、納涼花火大会等のお祭り、イベントの報告をさせていただきます。その後、観光基本計画について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、旧伊藤伝右衛門邸の入場者数につきましては、資料のほうにも付けておりますけれども、8月20日、月曜日現在で92,137人です。一日あたりの入場者につきましては、4月・5月が1,571名、6月が789名、7月が506名、8月に入りまして大変暑い日が続いておりますが、20日現在で259人です。4月28日からトータルいたしますと、一日あたり平均の入場者数は912人です。旧伊藤邸のイベントといたしましては、7月20日(金)から東京の宮崎家から借用してまいりました白蓮のチャイナ服を展示しております。21日の新聞各社に掲載され、現在、旧伊藤邸の目玉となっております。また、秋には旧伊藤邸におきまして、将棋の女流王位戦及び夜のライトアップを計画しているところであり、集客に努めたいと考えております。詳細については、決まり次第報告をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、飯塚山笠につきましては、7月1日から7月15日にかけて開催をいたしました。まず子供山笠については、10日の集団山見せ檄文大会では7つの山が参加し、大変元気に執り行われましたが、14日の子供山笠大会につきましては、台風4号の関係で中止となっております。また、大人山笠につきましては、7月15日に追い山が行われ、菰田流れが18年の歴史の中で、初優勝をしております。15日の追い山の観客数は約5万人でありました。

次に、納涼花火大会について報告をします。飯塚納涼花火大会につきましては、当初8月2日に開催を予定しておりましたが、台風5号の関係で6日に順延して開催をいたしました。大会当日は午後7時30分過ぎから雨が降り始めましたので、予定より10分繰り上げて開催をしております。打ち上げ花火6,000発及び仕掛け9台、早うち3台を行い、10万人の観客数で賑わいました。また、穂波納涼花火大会につきましては、8月16日の木曜日、8時から開催され、2,420発の打ち上げ及び仕掛け5台、レーザーショーが行われました。観客数につきましては、約2万人でありました。

次に観光基本計画につきましては、観光基本計画策定等業務を8月7日に業者と契約締結を行っております。受託業者は(株)修復技術システムであり、「地域づくり・まちづくり事業に関する計画の企画立案」、「文化財等の保存修復事業に関する調査・設計・施工管理」を主な目的に行っているコンサルタント会社であります。今後のスケジュールといたしましては、現状調査、観光素材の掘り起こし等、情報の収集、整理を行い、それを基に9月末までに観光振興施策及び数値目標の素案を作成するようしております。その後、仮称ではありますが策定委員会を設立いたしまして、施策案等について意見をいただき、基本計画の内容について検討をしてみたいと考えております。11月までには一定の方向性を出し、来年度の当初予算に盛り込みたいと考えており、最終的には3月末までに観光基本計画を策定したいと考えており

ます。なお、観光協会の位置づけ、また行政の役割の明確化についても、この観光基本計画策定とあわせて検討をしてみたいと考えております。

最後に「その他」のところで、観光ボランティアガイドについて報告をさせていただきます。観光ボランティアガイドにつきましては、本市の観光振興を図るため、まずは「おもてなし」の第一歩として旧伊藤邸を拠点とした観光地の語り部を養成することを目的に4月17日から講座を始めたものであり、観光先進地では必要不可欠なものとなっております。当初83名の受講の申し込みがあり11回の講座を行いました。減少することではなく、大変熱心に受講をされておりました。また、4月28日からは実地研修という形の中で旧伊藤邸のガイドをしていただき大変な高評を受けているところであります。現在、講座修了者のうち、ボランティアガイドとして活動を希望する方を募りまして、10月中に組織化を目指しております。組織名を「筑豊飯塚観光案内人」として検討を進めているところであります。現在61名が登録をされております。以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含めまして、全般についての質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

おはかりいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の1件について報告したい旨の申し出がっておりますが、報告を受けることにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「地域コミュニティに関する地区懇談会について」の報告を求めます。

○ 市民活動推進課長

報告事項につきまして、簡単に説明いたします。先の委員会でご報告しておりましたけれども、本市の地域コミュニティの活性化を図るために、まず、住民の皆様から日常の課題等、幅広い意見を聴くということを目的に地区懇談会を7月12日から8月1日まで、12地区公民館にて開催いたしましたので、その概要について報告いたします。資料をお配りしておりますけれども、延べ372名の参加を得ております。各地区での主な意見としては、自治会への未加入、地域での行事等における運営費、災害時における高齢者及び障がい者等の避難方法や行事参加者の特定化などの問題が出されておりました。次に、地域の特色ある行事や活動につきましては、地区住民によるハザードマップの作成や子供たちへの見守りや声かけ及び高齢者の名札カードの着用による安心・安全の確保などの紹介がございました。その他、行政に対する意見、協働に対する提言等、貴重なご意見をたくさん頂戴いたしました。

頂きました意見につきましては、取りまとめをしているところでございますけれども、最終的には、各地区公民館等の公の施設に概要版の配布を行い、市民の皆様幅広く公表する予定にしています。今年度内に、これらの意見を集約整理し、今後、地域住民の皆様たちと協議を重ねながら、地域コミュニティの活性化をどのように推進していけばいいのか、基本的な考え方をまとめていきたいと考えております。以上、簡単ではありますが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 道祖委員

地区懇談会、これと、いろいろ今、地域に対しての、例えば、市報に載っておりました市民と協働のまちづくりのための地区懇談会ですよね、これ。それとともに、地域社会福祉計画策定に関するワークショップを行うというふうになっておりますし、都市計画に関する市民懇話会、ワークショップを開催するというふうになって、1回目はこれはやられておるわけですけどね。考え方をちょっとお聞かせいただきたいんですけど、地区懇談会は、これは一応、今あります行政区単位で行ってますよね。それと市長が、タウンミーティングも基本的にはどなたも参加していいけれども、行政区ごとにやっておると思いますけど、これは間違いはないですかね。

○ 市民活動推進課長

12地区の地区公民館にて開催をしております。

○ 道祖委員

ここからは執行部の考え方を確認したいんですけど、市報に載っております「地域社会福祉計画策定に関するワークショップ」、このワークショップは、飯塚市地域福祉計画を平成19年度に策定する、そのために作るわけですけど、この各地区は中学校区になってるんですよね。これはなぜか、というのを確認したいのと、都市計画の、コンパクトシティをつくるということになっておりますけれど、市民懇話会は7月17日に開催されてる。ここにチラシがありますけれど、第2回・第3回のところに「中学校の校区を基本単位として地区を決定します」というふうになってます。で、具体的に、第2回の都市計画に関する市民懇話会、ワークショップ開催のビラがあるわけですけど、これについてもわざわざ、「地区は、中学校の校区を地区の基本単位とします」というふうになっておるわけですよ。ここのところの考え方がどうなのか。コミュニティを作ると言って地区懇談会をしてる。それは行政区単位でやるというふうになっておるわけですよ。だけど片一方で、今言ったように、都市計画を作るときは中学校校区だ、福祉計画を作るときは中学校校区だというふうになってるわけです。この「中学校区」と「行政区」が完璧に一体であるならば私は何も言わないわけですけど、飯塚市内はそうになってない事実があるでしょ。その時に、整理はどういう形でやるのか、ご見解を示していただきたい。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:29

再開 10:32

委員会を再開いたします。

○ 市民環境部長

今のお尋ねの地域福祉計画と都市計画の分と、うちの地区懇談会の開催の内容についての相互の調整といいますか、その件については、ちょっと出来ていない状況がございますので、今後、地区懇談会を、当然、今、タウンミーティングを行っている状況でございますが、各課と調整を行いながら対応して参りたいと考えております。

○ 道祖委員

これは、あなた方がやってる地区懇談会が一番上位、コミュニティをつくるということですから、一番上位でしょ。そしてその下に当然、福祉の問題・都市計画の問題が出てくるというふうに理解しますが、違いますか。

○ 市民活動推進課長

今、タウンミーティングでも市民の皆様にお知らせしておりますけれども、市民と協働ということにつきましては、基本的にまちづくりのあり方について、今、考え方のまとめをしております。内容につきましては市民との協働の推進のための具体的方策とか、また今後市民との協働の推進を図る制度整備とかいう形が上位にありまして、その下にそれぞれのまちづくり

の関係がぶら下がっているということで、横並びという考え方を持っております。地域コミュニティの活性化、それから人権尊重のまちづくり、観光のまちづくり、いろんなまちづくりの基本的なものが、まちづくりのあり方として今後整理されて、それのもとにいろんなまちづくりが推進されていくという考え方でございます。

○ 道祖委員

調整がとれてなくて、今、走ってるということですけど、行政区単位でやるのと、中学校校区単位でやった時のメリットとデメリットについて、考えがあったら示してください。

○ 市民活動推進課長

市民活動推進課におけます地域懇談会につきましては、市内12地区の公民館を核としたまちづくりを進めていくということを基本に置いております。ただ、都市計画、それから福祉計画についての詳細につきましては存じておりませんので、申し上げることについては、ちょっと控えさせていただきます。

○ 道祖委員

担当部署が知らないと言うんだったら副市長にお尋ねしますけど、当然、行政のトップの方として、考え方があってこういう指導をしてるんでしょ。

○ 副市長

先ほども担当部長が答弁いたしましたように、若干調整がとれていないところがある点は、おわびいたします。ただ、この地区懇談会と福祉のワークショップ、それから都市計画の市民懇話会、それぞれ目的が違っておりますので、一言でいえば、どちらかと言ったら、この地区懇談会はソフト的な面、そして都市計画なり福祉の分はハード的な面を重点に置いたものになっておりますので、そこら辺でご理解を頂きたいと思っております。ただ、行政区単位、あるいは中学校校区単位でどういうメリット・デメリットがあるのかということですが、私は、ほとんどその点はないかな、と今は思っておりますけど、各課どういう考え方でこういうふうな説明会を実施したのか、私自身まだそこまで報告を受けておりませんので、申し訳ありませんがご理解をお願いします。

○ 道祖委員

どちらとも会場は12なんですよ。だからそれはそれで、12で、あなた方は一緒だと思ってるのかもわかりませんが、例えば穂波は、穂波西中学校と東中学校の校区に分かれている。まあ、行政面積が広いからそういうふうに分かれて、広く多数の意見を聞くということは、それは僕は正しいことだろうと思ってるんですよ。行政区の中を2つに分けて聞く、3つに分けて聞くということは、それはいいことだと思ってるんですよ。ところがですね、今まで皆さん方が働きかけて、地域コミュニティを作るということでやってきてるのは、行政区単位なんですよ。で、行政区の中の自治会に、自治会長たちをお願いし、地域の住民に働きかけて参加をお願いしてきてるわけですよ。それが校区単位になったら、これは行政区がまたがるんです。またがった時の弊害というのは、これは、今までは行政区をお願いしてたのに、各自治会長にお願いしてたのに、校区だったら誰が取りまとめるのかという話になってくるわけですよ。誰が取りまとめるんですか。来てくださいと言って、自治会長のところに持って行って、これは地域のことじゃないか、いや、今度は中学校区でやるんですよ、と。飯塚第二中学校校区といったら、行政区がどことどこどこにまたがりますか。飯塚第一中学校区といったら、どこどこにまたがりますか。単一じゃないんですよ、飯塚は。例えば、飯塚一中地区といいますとね、立岩・飯塚が入るわけです。これ、話し合っただけを一つにしますよと言うなら、それはそれでも構わないんですよ。極端な話、川東と川西で、ということで括っていくなら、それはそれで構わないと思いますがね、校区と行政区は微妙な問題があるわけですよ、飯塚市においては。そこのところをね、考慮しないでやっていくと、今後の地域社会を作っていく、コミュニティを作っていくという考え方に、齟齬を来たすのではないかと私は思うから、しつこく

言っておるわけです。そここのところの整理を、一度してください。言わんとするところは、副市長、お分かりと思います。過去のこといろいろありますから。そういうことを意見として言わせていただいて、これで終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。これもちまして、市民経済委員会を閉会いたします。お疲れ様でございました。